

第3節 自己資本比率規制等（バーゼル規制）¹

I 関連告示等の整備

2017年12月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話を行いながら、計6業態の自己資本比率規制告示等を改正してきたところ、その後の国際的な議論等を踏まえ、2023年12月に告示を一部修正した。また、2024年1月に信用組合及び労働金庫業態、同年3月に農業協同組合及び漁業協同組合業態に係る自己資本比率規制告示等を改正し、全業態の関連告示等を整備した。

更に、2018年4月、2020年11月にBCBSが公表した証券化商品の自己資本比率規制上の取扱いを定めた国際基準を踏まえ、2023年9月に自己資本比率規制告示を改正した。

II 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2023事務年度）

信用リスクの基礎的内部格付手法	5先（京都フィナンシャルグループ、熊本銀行、十八親和銀行、東邦銀行、南都銀行）
オペレーショナル・リスクの標準的計測手法における内部損失乗数の算出に係る内部損失データの利用	28先（関西みらいフィナンシャルグループ、京都フィナンシャルグループ、西日本フィナンシャルホールディングス、ふくおかフィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラストグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、りそなホールディングス、関西みらい銀行、京都銀行、熊本銀行、群馬銀行、埼玉りそな銀行、十八親和銀行、千葉銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、日本マスタートラスト信託銀行、福岡銀行、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みなと銀行、りそな銀行）
信用評価調整（CVA）リスクの標準的方式	4先（みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほ銀行、三菱UFJ銀行）

¹ バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって策定された、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。